

関自旅二第500号の2
令和4年7月1日

東京運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、事務処理にあたっては遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、関係事業者団体長あて、別添2のとおり通知したので申し添える。

別添1 公示文

別添2 関係事業者団体長あて通知文

関自旅二第500号の2
令和4年7月1日

神奈川運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、事務処理にあたっては遺漏なきよう取り計らわたい。

なお、関係事業者団体長あて、別添2のとおり通知したので申し添える。

別添1 公示文

別添2 関係事業者団体長あて通知文

関自旅二第500号の2
令和4年7月1日

千葉運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、事務処理にあたっては遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、関係事業者団体長あて、別添2のとおり通知したので申し添える。

別添1 公示文

別添2 関係事業者団体長あて通知文

関自旅二第500号の2
令和4年7月1日

埼玉運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、事務処理にあたっては遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、関係事業者団体長あて、別添2のとおり通知したので申し添える。

別添1 公示文

別添2 関係事業者団体長あて通知文

関自旅二第500号の2
令和4年7月1日

群馬運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、事務処理にあたっては遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、関係事業者団体長あて、別添2のとおり通知したので申し添える。

別添1 公示文

別添2 関係事業者団体長あて通知文

関自旅二第500号の2
令和4年7月1日

茨城運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、事務処理にあたっては遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、関係事業者団体長あて、別添2のとおり通知したので申し添える。

別添1 公示文

別添2 関係事業者団体長あて通知文

関自旅二第500号の2
令和4年7月1日

栃木運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、事務処理にあたっては遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、関係事業者団体長あて、別添2のとおり通知したので申し添える。

別添1 公示文

別添2 関係事業者団体長あて通知文

関自旅二第500号の2
令和4年7月1日

山梨運輸支局長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、事務処理にあたっては遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、関係事業者団体長あて、別添2のとおり通知したので申し添える。

別添1 公示文

別添2 関係事業者団体長あて通知文